



茨城県報

第 1 5 7 5 号

平成16年 6 月10日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

農業倉庫業法施行細則の一部を改正する規則（農業経済課） 1

告 示

介護機関の指定（厚生指導課） 8

介護機関の変更及び廃止（厚生指導課） 9

救急告示病院の認定（医療整備課） 9

児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定（障害福祉課）10

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定（障害福祉課）10

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定（2件）（障害福祉課）10

大規模小売店舗の新設の届出（中小企業課）11

大規模小売店舗の変更の届出（中小企業課）12

大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（5件）（中小企業課）13

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正（農業経済課）16

保安林の指定の予定（林業課）18

茨城県建設業者ほう賞規程の一部改正（検査指導課）18

道路の供用の開始（道路維持課）19

事業計画の変更の認可（下水道課）19

茨城県収入証紙の売りさばき人の指定（出納第一課）19

更正換地処分届出（土地改良事務所）19

公 告

茨城県立国民宿舎「鵜の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鵜の岬」の休業について
（観光物産課）20

都市計画案の縦覧（都市計画課）20

開発行為の工事完了（4件）（建築指導課）21

規 則

茨城県規則第61号

農業倉庫業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

農業倉庫業法施行細則の一部を改正する規則

農業倉庫業法施行細則（昭和25年茨城県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「農業倉庫法（大正 6 年法律第15号）」を「農業倉庫業法（大正 6 年法律第15号）を、」に改める。

第 2 条第 1 項中「別記様式第 1 号による認可申請書」を「農業倉庫業認可申請書（様式第 1 号）」に、「次の事項を記載した」を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 区域内最近 1 箇年における穀物、繭、木炭、わら工品等の品目別生産数量、販売数量及び生産者数を記載した書面
- (2) 倉庫所在地付近の交通状況、倉庫の敷地及び建物の配置を示した図面
- (3) 倉庫を区域外に設置しようとする場合にはその理由を記載した書面
- (4) その他知事が必要と認める書面

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条中「ものは別記様式第 2 号による認可申請書」を「者は、業務規程変更認可申請書（様式第 2 号）」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

- (3) 業務規程の新旧対照表

同条第 3 号の次に次の 2 号を加える。

- (4) 現行の業務規程の抄本
- (5) その他知事が必要と認める書類

第 4 条中「第 7 条」を「第13条」に、「所在地又は棟数、建坪及び収容力」を「所在地、棟数、建坪又は収容力」に、「別記様式第 3 号又は第 4 号による届書」を「倉庫所在地（棟数、建坪、収容力）変更届（様式第 3 号）」に、「次の」を「次に掲げる」に、「添附」を「添付」に改め、同条第 3 号を削る。

第 5 条を次のように改める。

第 5 条 規則第14条の規定による届出は、農業倉庫業休止（廃止）届（様式第 4 号）又は農業倉庫業開始届（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出して行わなければならない。

- (1) 休止若しくは廃止又は開始理由書
- (2) 休止し、若しくは廃止し、又は開始することを議決した総会又は総代会の議事録抄本

第 6 条及び第 7 条を削る。

様式第 1 号から様式第 5 号までを次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者の氏名

印

農業倉庫業認可申請書

農業倉庫業法第 6 条の規定に基づき、農業倉庫業の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 農業倉庫業の業務規程
- 2 農業倉庫業法施行規則第 1 条各号に掲げる事項を記載した書類
- 3 農業倉庫業法施行細則第 2 条各号に掲げる事項を記載した書類

様式第 2 号 (第 3 条関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者の氏名

印

業務規程変更認可申請書

農業倉庫業法第13条の規定に基づき、業務規程を変更したいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 変更理由書
- 2 総会（総代会）議事録抄本
- 3 新旧業務規程の抄本

様式第 3 号 (第 4 条関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者の氏名

印

倉庫所在地 (棟数, 建坪, 収容力) 変更届

このことについて, 下記 1 のとおり倉庫の所在地 (棟数, 建坪, 収容力) を変更したので, 農業倉庫業法施行規則第13条の規定により, 下記 2 の書類を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

変更後の内容	変更前の内容

2 添付書類

- (1) 変更理由書
- (2) 総会 (総代会) 議事録抄本

様式第 4 号 (第 5 条関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者の氏名

印

農業倉庫業休止 (廃止) 届

年 月 日付けで認可を受けた農業倉庫業について、年 月 日から年 月 日までの間 (年 月 日から) 休止 (廃止) するので、農業倉庫業法施行規則第14条の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

記

- 1 休止 (廃止) 理由書
- 2 総会 (総代会) 議事録抄本

様式第 5 号 (第 5 条関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者の氏名

印

農業倉庫業開始届

年 月 日付で休止の届出をした農業倉庫業について、年 月 日から開始したので、農業倉庫業法施行規則第14条の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

記

- 1 開始理由書
- 2 総会 (総代会) 議事録抄本

様式第 6 号及び第 7 号を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第924号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所 在 地	サービスの種類	開 設 者	指 定 年月日
0813210135 医療法人隆仁会 山王病院	西茨城郡岩瀬町岩瀬42	介護療養型医療施設	医療法人 隆仁会	平成16年 4月15日
0862090073 サニーケア訪問看護ステーションつくば	つくば市春日3 - 9 - 8	訪問看護	株式会社サニーケアサービス	平成16年 4月9日
0870101854 デイサービスセンター ひらす	水戸市平須町1819 - 34	通所介護	茨城保健生活協同組合	平成16年 4月27日
0870101896 水戸デイサービスセンター みやスマイル	水戸市大塚町2164 - 2	通所介護	株式会社 宮	平成16年 4月21日
0870101912 有限会社 光ホームヘルプ	水戸市酒門町1828	訪問介護	有限会社 光ホームヘルプ	平成16年 5月10日
0870101953 介護老人福祉施設 長生園	水戸市堀町1185	短期入所生活介護 介護老人福祉施設	社会福祉法人 北養会	平成16年 4月1日
0870300951 ダスキントール 土浦ステーション	土浦市真鍋5 - 6 - 23	福祉用具貸与	ダスキン山多屋商事株式会社	平成16年 5月10日
0870800398 社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会 指定通所介護事業所	龍ヶ崎市川原代町5014	通所介護	社会福祉法人 龍ヶ崎市社会福祉協議会	平成16年 4月1日
0871700258 株式会社コムスン 取手ケアセンター	取手市本郷1 - 28 - 18 岡田貸事務所2F	福祉用具貸与	株式会社 コムスン	平成16年 5月12日
0871900429 グループホーム たいせつの家	牛久市上柏田1 - 17 - 20	痴呆対応型共同生活介護	医療法人 つくばセントラル病院	平成16年 4月18日
0871900437 通所介護事業所 たいせつの家	牛久市上柏田1 - 17 - 20	通所介護	医療法人 つくばセントラル病院	平成16年 4月18日
0872000880 アムス つくば花畑	つくば市花畑1 - 17 - 4	特定施設入所者生活介護	株式会社 クリエイトブレイン	平成16年 4月27日
0872000898 つくばデイサービスセンター	つくば市真瀬1155 - 1	通所介護	有限会社 トムス	平成16年 4月5日

コ ー ド 名 称	所 在 地	サービスの種類	開 設 者	指 定 年月日
0872000914 サニーケア居宅介護支援 事業所つくば	つくば市春日 3 - 9 - 8	居宅介護支援事業	株式会社サニー ケアサービス	平成16年 4月9日
0873300875 在宅介護サービス えく ぼ	那珂郡那珂町菅谷2659 - 1	訪問介護	有限会社 えく ぼ	平成16年 4月28日
0873300909 ケアプランセンター え くぼ	那珂郡那珂町菅谷2659 - 1	居宅介護支援事業	有限会社 えく ぼ	平成16年 4月28日
0873600639 痴呆対応型共同生活介護 施設 ポコ・ア・ポコ大 洋	鹿島郡大洋村阿玉920	痴呆対応型共同生活介護	有限会社 丸伸 工業	平成16年 4月28日
0874300718 サポート しのざき	猿島郡五霞町大福田1256 - 1	訪問介護	有限会社 し のざき	平成16年 4月12日
0874300726 アイライフ	猿島郡総和町駒羽根712 - 16	訪問介護	有限会社 アイ ライフ	平成16年 5月1日

茨城県告示第925号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

申請(開設)者 の 名 称	指定時の事 業所の名称	指定時の事業 所の所在地	サービ スの種類	変更事項	コード	変更等 年月日	区分
社会福祉法人 龍ヶ崎市社会福 祉協議会	社会福祉法人 龍 ヶ崎市社会福祉協 議会 指定居宅介護支援 事業所	龍ヶ崎市馴柴町 834 - 1	居宅介護 支援事業	(事務所の所在 地) 龍ヶ崎市川 原代町5014	0870800034	平成16年 4月1日	変更
財団法人 龍ヶ 崎市高齢者福祉 事業団	龍ヶ崎市総合福祉 センター 指定居宅介護支援 事業所	龍ヶ崎市川原代 町5014	居宅介護 支援事業	-	0870800042	平成16年 3月31日	廃止
財団法人 龍ヶ 崎市高齢者福祉 事業団	龍ヶ崎市総合福祉 センター 指定通所介護事業 所	龍ヶ崎市川原代 町5014	通所介護	-	0870800166	平成16年 3月31日	廃止
有限会社 ベガ プランニング	デイサービス あ おぞら	新治郡玉里村栗 又四ヶ1768 - 29	通所介護	-	0873900344	平成16年 4月30日	廃止
有限会社 ベガ プランニング	居宅介護支援事業 所 あおぞら	新治郡玉里村栗 又四ヶ1747 - 2	居宅介護 支援事業	-	0873900419	平成16年 4月30日	廃止

茨城県告示第926号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院である。

なお、当該病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成19年 6 月 9 日である。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
国家公務員共済組合連合会水府病院	水戸市赤塚 1 丁目 1 番地

茨城県告示第927号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の23の規定により告示する。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
08000300410117	神栖ホームヘルプサービス	鹿島郡神栖町溝口 4873 - 326	有限会社 神栖家政婦 紹介所	鹿島郡神栖町溝口 4873 - 326	平成16年 6 月 1 日	児童居宅介 護等事業

茨城県告示第928号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第17条の23の規定により告示する。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
08000100410119	神栖ホームヘルプサービス	鹿島郡神栖町溝口 4873 - 326	有限会社 神栖家政婦 紹介所	鹿島郡神栖町溝口 4873 - 326	平成16年 6 月 1 日	身体障害者 居宅介護等 事業
08000100411117	有限会社ケアセンターほのぼの	ひたちなか市湊泉 町 8 - 11	有限会社 ケアセンタ ーほのぼの	ひたちなか市湊泉 町 8 - 11	平成16年 6 月 1 日	身体障害者 居宅介護等 事業

茨城県告示第929号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第15条の23の規定により告示する。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
08000200410118	神栖ホームヘルプサービス	鹿島郡神栖町溝口 4873 - 326	有限会社 神栖家政婦 紹介所	鹿島郡神栖町溝口 4873 - 326	平成16年 6 月 1 日	知的障害者 居宅介護等 事業
08000200411116	有限会社ケアセンターほのぼの	ひたちなか市湊泉 町 8 - 11	有限会社 ケアセンタ ーほのぼの	ひたちなか市湊泉 町 8 - 11	平成16年 6 月 1 日	知的障害者 居宅介護等 事業

茨城県告示第930号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第15条の23

の規定により告示する。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
08000200409128	特定非営利活動法人 きらめき苑	土浦市神立町3637 - 2	特定非営利 活動法人 きらめき苑	土浦市神立町3637 - 2	平成16年 6 月 1 日	知的障害者 デイサービ ス事業

茨城県告示第931号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労働課に到着するよう提出してください。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

大豊不動産株式会社

代表取締役 西 本 成 世

(2) 住所

東京都中央区新川 1 - 23 - 17

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ヤオコー取手青柳店

取手市青柳 1 丁目150 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ヤオコー	埼玉県川越市脇田本町 1 番地 5	川 野 幸 夫
未定	未定	未定

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年 2 月20日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,862㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 187台

イ 駐輪場の収容台数 149台

ウ 荷さばき施設の面積 208㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 47m³

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時40分～午前 0 時20分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 午前 6 時～午後 9 時

荷さばき施設 午後 9 時～午前 6 時

3 届出年月日

平成16年 5 月26日



茨城県告示第932号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労働課に到着するよう提出してください。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 小 濱 裕 正

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ佐貫店

龍ヶ崎市若柴町片初瀬3184番地 1

(2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 105台

(変更後) 50台

イ 駐輪場の位置

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3 箇所

(変更後) 2 箇所

(3) 変更する年月日

平成17年 1 月26日

(4) 変更する理由

店舗運営計画変更のため

3 届出年月日

平成16年 5 月25日



茨城県告示第933号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー友部店

西茨城郡友部町旭町字旭平394 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（法第 6 条第 1 項）

平成16年 1 月19日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者（法人にあつては代表者の氏名）

(変更前) 代表取締役 野 村 邦 男

(変更後) 代表取締役 小 林 哲 美

(3) 届出年月日

平成15年12月24日

2 市町村の意見

特になし



茨城県告示第934号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー友部店

西茨城郡友部町旭町字旭平394 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成16年 1 月19日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

駐車場の自動車の出入口の位置

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分 ~ 午前 0 時30分

(変更後) 午前 9 時30分 ~ 午前 0 時30分 (一部午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成15年12月24日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第935号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビッグエム友部店

西茨城郡友部町美原一丁目1470 - 80

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成16年 1 月19日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時30分

閉店時刻 午後 9 時 (年間60日は午後10時)

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時15分 ~ 午後 9 時15分 (年間60日は午後10時15分)

(変更後) 午前 8 時45分 ~ 午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成15年12月25日

2 市町村の意見

特になし



茨城県告示第936号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

トムズ友部店

西茨城郡友部町美原一丁目1470 - 80

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (法第 6 条第 1 項)

平成16年 3 月25日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ビッグエム友部店

(変更後) トムズ友部店

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ティ・エイチ・オー・エム	つくば市西大橋599番地 1	島 田 久

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	小 濱 裕 正

(3) 届出年月日

平成16年 3 月11日

2 市町村の意見

特になし



茨城県告示第937号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品 竜ヶ崎店
 龍ヶ崎市の中里一丁目 1 番 7 号 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）
 平成16年 4 月 1 日

イ 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4 箇所

(変更後) 5 箇所

ウ 届出年月日

平成16年 3 月18日

2 市町村の意見

特になし



茨城県告示第938号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程（平成 3 年茨城県告示第128号）の一部を次のように改正する。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

貸付 期間	資 金 種 類 融 資 機 関	加工流通施設整備資金			保健機能増進施設整備資金		
		A		B	A		B
		貸付金の うち 2 億 7 千万円 までの部 分	貸付金の うち 2 億 7 千万円 を超える 部分		貸付金の うち 2 億 7 千万円 までの部 分	貸付金の うち 2 億 7 千万円 を超える 部分	
6 年以内	要綱第 3 の 2 のア、ウ及び オの場合	年1.90%	年1.65%	年1.40%	年2.15%	年1.90%	年1.65%
	上記以外の場合	年1.05%	年0.80%	年0.55%	年1.30%	年1.05%	年0.80%

貸付期間	資金種類 貸付対象者 融資機関	加工流通施設整備資金			保健機能増進施設整備資金		
		A		B	A		B
		貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分		貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分	
6年を超え7年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.85%	年1.60%	年1.35%	年2.10%	年1.85%	年1.60%
	上記以外の場合	年1.00%	年0.75%	年0.50%	年1.25%	年1.00%	年0.75%
7年を超え8年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.75%	年1.50%	年1.25%	年2.00%	年1.75%	年1.50%
	上記以外の場合	年0.90%	年0.65%	年0.40%	年1.15%	年0.90%	年0.65%
8年を超え9年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.65%	年1.40%	年1.15%	年1.90%	年1.65%	年1.40%
	上記以外の場合	年0.80%	年0.55%	年0.30%	年1.05%	年0.80%	年0.55%
9年を超え10年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.55%	年1.30%	年1.05%	年1.80%	年1.55%	年1.30%
	上記以外の場合	年0.70%	年0.45%	年0.20%	年0.95%	年0.70%	年0.45%
10年を超え11年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.45%	年1.20%	年0.95%	年1.70%	年1.45%	年1.20%
	上記以外の場合	年0.60%	年0.35%	年0.10%	年0.85%	年0.60%	年0.35%
11年を超え12年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.35%	年1.10%	年0.85%	年1.60%	年1.35%	年1.10%
	上記以外の場合	年0.50%	年0.25%		年0.75%	年0.50%	年0.25%
12年を超え13年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.25%	年1.00%	年0.75%	年1.50%	年1.25%	年1.00%
	上記以外の場合	年0.40%	年0.15%		年0.65%	年0.40%	年0.15%
13年を超え15年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.15%	年0.90%	年0.65%	年1.40%	年1.15%	年0.90%
	上記以外の場合	年0.30%	年0.05%		年0.55%	年0.30%	年0.05%

(注) 1 「A」とは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のAをいう。

2 「B」とは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のBをいう。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成16年5月26日以後になされた貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについて

は、なお従前の例による。

茨城県告示第939号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡里美村里川字宿123の1，字向山787，788の4，788の5，792の1，792の2，794，795，796，797の1，797の2，797の3，799の1，802の1，803，804

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所存する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を茨城県庁及び里美村役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第940号

茨城県建設業者ほう賞規程（昭和33年茨城県告示第307号）の一部を次のように改正する。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

題名を次のように改める。

茨城県建設業者表彰規程

第1条中「ほう賞」を「表彰」に改める。

第3条の見出し中「ほう賞」を「表彰」に改め、同条第1項中「ほう賞の」を「表彰の」に、「当該ほう賞実施年度」を「当該表彰を実施する年度」に改め、同条第2項中「ほう賞候補者」を「表彰候補者」に改める。

第4条の見出し中「ほう賞」を「表彰」に改め、同条中「建設業者ほう賞審査会」を「建設業者表彰審査会」に、「ほう賞」を「表彰」に改める。

第5条の見出し中「ほう賞」を「表彰」に改め、同条中「ほう賞」を「表彰」に、「賞状」を「表彰状」に改める。

第6条中「建設業者ほう賞審査会」を「建設業者表彰審査会」に改める。

第12条中「ほう賞」を「表彰」に改める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

茨城県告示第941号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成16年 6 月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 土浦笠間線
- 2 供用開始の区間 新治郡千代田町大字中志筑字阿太古1649番 1 地先から
新治郡千代田町大字中志筑字台1452番 5 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 6 月10日



茨城県告示第942号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 潮来市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
潮来都市計画下水道事業潮来市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和48年 3 月 5 日から
平成18年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



茨城県告示第943号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者を茨城県収入証紙の売りさばき人に指定した。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定年月日 平成16年 6 月 2 日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）
常陸太田市山下町1185番地の3
生田目 久 夫



茨城県告示第944号

平成16年 5 月26日付け下土改指令第2号をもって認可した柳原地区（全換地区）の換地計画の更正については、八間堀川沿岸土地改良区から更正換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成16年 6 月10日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 須 拓 美

公 告

茨城県立国民宿舎「鵜の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鵜の岬」の休業について

茨城県立国民宿舎「鵜の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鵜の岬」の設置及び管理に関する条例（昭和46年 3 月15日茨城県条例第10号）第 3 条第 1 項の規定に基づき次のとおり茨城県立国民宿舎「鵜の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鵜の岬」について、休館日を設けることとしたので、茨城県立国民宿舎「鵜の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鵜の岬」の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和56年 8 月 6 日茨城県規則第85号）に基づき公告する。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 休業日 平成16年 9 月 6 日（月）から平成16年 9 月 7 日（火）まで 2 日間
- 2 休業の理由 館内の消毒及び館内各施設の点検を行うため

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、水戸・勝田都市計画道路を変更したいので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
道路（3・3・85号 照沼笠松線ほか 2 路線）
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - 3・3・77号 照沼豊岡線
変更する部分
那珂郡東海村大字照沼字原，字水走の各一部
 - 3・3・85号 照沼笠松線
追加する部分
那珂郡東海村大字照沼字田向，字上十二町，字根本，字水走，字原の各一部
変更する部分
那珂郡東海村大字照沼字原，字森前の各一部
 - 3・1・107号 常陸那珂港北線
削除する部分
那珂郡東海村大字照沼字上十二町，字根本，字水走，字原の各一部
変更する部分
那珂郡東海村大字照沼字田向の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 東海村建設水道部都市計画課
- (3) ひたちなか市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

平成16年 6 月10日から平成16年 6 月24日まで

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 6 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西茨城郡岩瀬町大字水戸字高田29番 3 , 34番 3 , 大字上城字六反田667番 1

2 事業主の住所及び氏名

東京都荒川区西日暮里二丁目27番 5 号

株式会社ダイナム

代表取締役 佐 藤 公 平

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町大字鴻巣字台324番 3

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡那珂町大字鴻巣326番地 1

高 畠 和 美

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町大字本米崎字原2404番 4

2 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市大字高場499番 3 ポエジK201号

大 竹 雅 則

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡三和町大字北山田字北久保169番 3

2 事業主の住所及び氏名

三和町大字尾崎3511

二 宮 正 道

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)